

次のAとBのどちらか一つを選んで解答してください(□内の単語を用いること)。

- A. 「人は皆違っていて同じだといふことなどないのだから、平等などありえない。従つて、平等を保障する憲法14条1項は無意味である。」  
という意見に反論してください。【適用、立法目的、後段例挙事由】
- B. 日本国憲法の採用する違憲審査制について説明してください。【司法、具体的、憲法裁判所】

第三章 国民の権利及び義務 (抄)	第一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
第二十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。	第二十三条 ① すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
第二十四条 ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的原因は社会的関係において、差別されない。	第二十五条 ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
第二十六条 ② 檜闇は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。	第二十七条 ② 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
第二十八条 ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。	第四章 国会 (抄)
第四条 国会は、國權の最高機関であつて、國の唯一の立法機関である。	第五章 内閣 (抄)
第七十三条 内閣は、他的一般行政事務の外、左の事務を行ふ。	第六章 司法 (抄)
第七四条 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。	第七六条 ① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
第七五条 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。	② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機關は、終審として裁判を行ふことができない。
第七六条 ② 外交關係を處理すること。	③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。
第七七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。	第七八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合は除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機關がこれを行ふことはできない。
第七九条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。	第八十条 裁判の対審及び判決は、公開法庭でこれを行ふ。
第八一条 ① 裁判の対審及び判決は、公開法庭でこれを行ふ。	第八章 地方自治 (抄)
第九条 ② 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。	第十章 最高法規
第九条 ③ この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に基へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない。	第九七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人種の多年にわたる自由獲得の努力の成果である。
第九八条 ① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。	第九八条 ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
第九九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。	第九九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。